

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 及び処遇改善等加算 について（通知）」新旧対照表

（別紙）

改正後	改正前
<p>府子本第 761 号 2 文科初第 643 号 子発 0730 第 2 号 令和 2 年 7 月 30 日</p>	<p>府子本第 761 号 2 文科初第 643 号 子発 0730 第 2 号 令和 2 年 7 月 30 日</p>
<p><u>〔最終改正〕 府子本第 3 6 8 号</u> <u>2 文科初第 1966 号</u> <u>子発 0324 第 11 号</u> <u>令和 3 年 3 月 24 日</u></p>	
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>内閣府子ども・子育て本部統括官 （公印省略）</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部統括官 （公印省略）</p>
<p>文部科学省初等中等教育局長 （公印省略）</p>	<p>文部科学省初等中等教育局長 （公印省略）</p>
<p>厚生労働省子ども家庭局長 （公印省略）</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局長 （公印省略）</p>
<p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算 及び処遇改善等加算 について</p>	<p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算 及び処遇改善等加算 について</p>
<p>特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項として、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成 28 年 8 月 23 日付け府子本第 571 号・28 文科初第 727 号・雇児発 0823 第 1 号）別紙 1 から別紙 9 までにおいて「別に定める」こととしている処遇改善等加算（以下「加算」という。）及び処遇改善等加算（以下「加算」という。）</p>	<p>特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項として、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成 28 年 8 月 23 日付け府子本第 571 号・28 文科初第 727 号・雇児発 0823 第 1 号）別紙 1 から別紙 9 までにおいて「別に定める」こととしている処遇改善等加算（以下「加算」という。）及び処遇改善等加算（以下「加算」という。）</p>

改正後	改正前
<p>(以下「処遇改善等加算」と総称する。)に係る取扱いを下記のとおり定めたので、通知する。</p> <p>本通知では、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)を踏まえ、本通知に基づく都道府県の事務の実施を希望する市町村への権限委譲や加算の配分方法の更なる緩和を講じるとともに、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議取りまとめ)を踏まえ、処遇改善等加算の賃金改善の起点を前年度とし、計画・実績報告の手續の簡素化を図っている。そのほか、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)を踏まえ、加算の加算率の認定に係る職員の経験年数について、年金加入記録等による推認が可能であることを明確にする措置を講じている。</p> <p>また、「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」(令和元年12月20日会計検査院報告)を踏まえ、処遇改善等加算による賃金改善に要した費用について、前年度の加算額に係る残額の支払分を除くことについて明確化を図っている。</p> <p>各都道府県知事におかれては、これらの趣旨を十分に御了知の上、管内の市町村に対して遅滞なく周知するようお願いする。</p> <p>なお、本通知は、令和2年4月1日以降に支給された処遇改善等加算から適用する。これに伴い、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付け府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号。以下「旧通知」という。)は廃止する。ただし、令和2年3月31日までに支給された処遇改善等加算の取扱いについては、なお従前の例によるものとし、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に支給される処遇改善等加算に係る賃金改善実施報告書の様式(旧通知別紙様式4及び別紙様式7)については、従前の様式に代えて、別紙様式5(令和元年度用)及び別紙様式7(令和元年度用)を用いることとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1～第7 [略]</p> <p>別表(第5の1関係) [略]</p>	<p>(以下「処遇改善等加算」と総称する。)に係る取扱いを下記のとおり定めたので、通知する。</p> <p>本通知では、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)を踏まえ、本通知に基づく都道府県の事務の実施を希望する市町村への権限委譲や加算の配分方法の更なる緩和を講じるとともに、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議取りまとめ)を踏まえ、処遇改善等加算の賃金改善の起点を前年度とし、計画・実績報告の手續の簡素化を図っている。そのほか、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)を踏まえ、加算の加算率の認定に係る職員の経験年数について、年金加入記録等による推認が可能であることを明確にする措置を講じている。</p> <p>また、「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」(令和元年12月20日会計検査院報告)を踏まえ、処遇改善等加算による賃金改善に要した費用について、前年度の加算額に係る残額の支払分を除くことについて明確化を図っている。</p> <p>各都道府県知事におかれては、これらの趣旨を十分に御了知の上、管内の市町村に対して遅滞なく周知するようお願いする。</p> <p>なお、本通知は、令和2年4月1日以降に支給された処遇改善等加算から適用する。これに伴い、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付け府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号。以下「旧通知」という。)は廃止する。ただし、令和2年3月31日までに支給された処遇改善等加算の取扱いについては、なお従前の例によるものとし、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に支給される処遇改善等加算に係る賃金改善実施報告書の様式(旧通知別紙様式4及び別紙様式7)については、従前の様式に代えて、別紙様式5(令和元年度用)及び別紙様式7(令和元年度用)を用いることとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1～第7 [同左]</p> <p>別表(第5の1関係) [同左]</p>